

梅ヶ枝中央会計

Q.信託を活用した上場事例は？

A.株主名簿上、信託名義扱いとしている事例があります。なお、上場規程等により、直前事業年度の2年前の日からの期間は開示する必要等があるため、対策は事前に検討する必要があります。

EDINETにて、2011年から2015年5月末までの、新規上場による有価証券届出書上、株主の状況にて、信託設定されている事例は、以下のとおりです。(筆者抜粋・要約)

会社名	信託内容	コード	市場	上場日	本店所在地	設立年
カルビー 株式会社	住友信託銀行	2229	東証1部	2011/3/11	東京都千代田区	1949
株式会社 島根銀行	日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口4)	7150	東証2部	2011/3/15	島根県松江市	1915
株式会社 ヒト・コミュニケーションズ	野村信託銀行(信託口2052116)・・・83%筆頭	3654	JASDAQスタンダード	2011/8/12	東京都豊島区	1998
株式会社 アイセイ薬局	三井住友銀行成長企業投資信託口 受託者ソシエテジェネラル信託銀行	3170	JASDAQスタンダード	2011/12/22	東京都千代田区	2000
株式会社 エムアップ	ソシエテジェネラル信託銀行(特定信託口:三井住友銀行)	3661	マザーズ	2012/3/14	東京都渋谷区	2004
ライフネット生命保険 株式会社	資産管理サービス信託銀行(金銭信託課税口)	7157	マザーズ	2012/3/15	東京都千代田区	2006
日本航空 株式会社	三菱UFJ信託銀行JAL持ち株信託口	9201	東証1部	2012/9/19	東京都品川区	1953
三洋貿易 株式会社	三井住友信託銀行	3176	東証2部	2012/10/23	東京都千代田区	1947
全国保証 株式会社	三井住友信託銀行	7164	東証1部	2012/12/19	東京都千代田区	1981
株式会社 ウォーターダイレクト	野村信託銀行 信託口2052130&2052131→筆頭18%	2588	マザーズ	2013/3/15	山梨県富士吉田市	2006
夢展望 株式会社	三井住友銀行成長企業投資信託口受託者ソシエテジェネラル信託銀行	3185	マザーズ	2013/7/10	大阪府池田市	1998
株式会社 ジャパンディスプレイ	野村信託銀行(信託口)	6740	東証1部	2014/3/19	東京都港区	2002
株式会社 西武ホールディングス	みずほ信託退職給付信託(プリンスホテル退職給付信託口)	9024	東証1部	2014/4/23	東京都豊島区南池袋	2006
日本ビューホテル 株式会社	日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口4)	6097	東証2部	2014/7/23	東京都台東区西浅草	1949

梅ヶ枝中央会計

【新株予約権の信託設定によるインセンティブプラン】

(株)ヘリオスの有価証券届出書(平成27年5月12日)において、新株予約権を信託設定し、将来の従業員・顧問に対して付与できる制度を利用しています。

以下、同届出書抜粋・筆者要約・強調
(第3回新株予約権)

将来採用された従業員に対しても採用の時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするもの

名称	単独運用・特定金外信託(新株予約権活用型インセンティブプラン)
委託者	(W001)松田良成、(W002)及び(W003)鍵本忠尚
受託者	三井住友信託銀行株式会社
受益者	受益者適格要件を満たす者(受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。)
信託契約日 (信託期間開始日)	H26.6.5
信託期間満了日	(W001)平成28年4月30日、(W002)平成30年4月30日、(W003)平成32年4月30日
受益者適格要件	当社の 現在及び将来の従業員 のうち当社の社内規程等に定める一定の条件を満たす者を受益候補者とし、当社が指定し、本信託(第3回新株予約権)に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。 なお、本信託(第3回新株予約権)に係る新株予約権給付マニュアルには、受益候補者に対する第3回新株予約権の給付個数を決定するための原則として以下のようなポイント付与基準が定められております。 新株予約権獲得ポイント=(勤続月数ポイント+職責ポイント)×評価ポイント 当社の各従業員は、毎年4月1日に上記の算式に基づくポイントを付与され、2年毎の信託期間満了日において、直近2年間に全従業員に付与されたポイントの合計数に占める当該従業員の保有するポイント数の割合に比例するように第3回新株予約権各2,500個の分配を受けます。

(第5回新株予約権)

将来顧問として委嘱を行う者に対しても同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするもの

名称	単独運用・特定金外信託(新株予約権活用型インセンティブプラン)
委託者	鍵本忠尚
受託者	三井住友信託銀行株式会社
受益者	受益者適格要件を満たす者(受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。)

信託契約日(信託期間開始日)	H26.10.31
信託期間満了日	H33.4.30
受益者適格要件	当社の 現在及び将来の顧問 のうち当社の社内規程等に定める一定の条件を満たす者を受益候補者とし、当社が指定し、本信託(第5回新株予約権)に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。 なお、本信託(第5回新株予約権)に係る新株予約権給付マニュアルによれば、 第三者委員会においては 、企業価値向上という観点から各顧問の当社に対する 有形・無形の貢献度を評価 することを原則とし、また、利益相反問題が的確にコントロールされていることなど コンプライアンス上の問題の不存在の確認を経ていることを条件 とするものとして、受益候補者の範囲とその者に対して給付される第5回新株予約権の個数が決定されることとされています。

【開示規制】

以下、(株)ヒト・コミュニケーションズの「新株式発行並びに株式売出届出目論見書平成23年7月」より、以下の開示がされています。(筆者強調)

当社は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)への上場を予定しておりますが、株式会社大阪証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第15条並びに「上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い」(以下「上場前公募等規則の取扱い」という。)第14条の規定に基づき、特別利害関係者等が、**直前事業年度の末日の2年前の日**(平成20年9月1日)から**上場日の前日までの期間**において、当社の発行する**株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡**(新株予約権の行使を含み、新規上場申請者の発行する株式が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合を除く。以下「株式等の移動」という。)**を行っている場合**には、当該株式等の移動の状況を「JASDAQにおける有価証券上場規程に関する取扱要領」3(1)に規定する「上場申請のための有価証券報告書」に**記載することとされています**。